

### FPオフィス Life & Financial Clinic (LFC)

#### ■「同時代性の罠(わな)」にハマらない家計運営を



(東京都・国分寺：令和3年12月撮影)

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

2020年の年初に新型コロナウイルス感染のニュースで緊張が走ってから早2年が経過しました。昨年も緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に翻弄された年でした。

最近、気になるワードとして「同時代性」があります。同時代性とは、Contemporaneityの訳語で、同時期に所属することの特性、現行していること、あるいは現在であることの特性を表します。その意味では、私たちは、「コロナ禍」という共通した時代に生きていけると言えます。

一橋ビジネススクールの楠木建教授が書かれた「逆・タイムマシン経営論」の中で、「同時代性の罠」という興味深いメカニズムを解説しています。罠＝トラップには3つあり、「飛び道具トラップ」、「激動期トラップ」、「遠近歪曲トラップ」です。「飛び道具トラップ」は、DXとかサブスクリプションモデルなど、ビッグワードがあたかも万能のように感じられ、あまり考えずに飛びついてしまうことです。「激動期トラップ」は、同時代の人々は、時代の変化を常に過

剰にとらえる傾向にあるということです。コロナ禍で生活環境が大きく変わりました。けれども、20年間の生活環境の変化とコロナ禍2年の変化を比較した場合、20年間の変化の方が大きいのではないかと思います。「遠近歪曲トラップ」は、近いものは粗が目立つけれども、遠いものは良く見える、いわゆる「隣の芝は青い」というバイアスがかかりやすいということです。書籍は経営書なので、リーダーは、近視眼的な「同時代性の罠」から逃れることの重要性を説いています。

「経営」を「家計＝家庭経営」に置き換えて考えてみると、意外と共通点が見えてきます。つまり、(1)家計を劇的に改善しようとする手法や考え方が表れても万能ではない、家庭内での努力を伴う行動が必要であること、(2)家計に大きな変化があっても、乗り越えられると信じて冷静に行動すること、(3)他人や周りを基準にするのではなく、自分と家族にとって何が重要かを考えて行動すること、この3点が大切なのではないかと思いました。

「人生100年時代」「コロナ禍」は、同時代性を象徴するワードですが、その意味することは、一人ひとり異なっています。そのことを再認識しながらお客様へのご支援をしていきたいと改めて思いました。

本年もよろしくお願い申し上げます。



FPオフィス Life & Financial Clinic  
ファイナンシャル・プランナー  
平野 泰嗣 平野 直子

#### ■コロナ禍でネット通販利用者増、トラブル発生に注意

総務省「家計消費状況調査」によると、2020年は、ネットショッピングの利用率は前年対比で6%増加し、5割に達する勢いとのこと。利用金額の変化で特徴的なのは、緊急事態宣言等による移動自粛要請の影響を受けた旅行関連の支出は大幅に減少、出前やネットスーパーの利用等で食費関連支出が大幅な増加となりました。コロナ禍の消費行動の変化が如実に表れた結果となりました。

ネットショッピングの利用率の増加に伴って、トラブルも増えているそうです。意外と知られていないのは、ネット通販は、クーリング・オフの対象外である点です。クーリング・オフは、一定の契約(特定商取

引)に限り、一定期間、説明不要の無条件で申し込みの撤回または契約を解除できる制度です。

ウェブサイト上に表示されている「返品の可否と返品可能な場合の条件(返品特約)」をよく確認する必要があります。返品不可という記載があっても違法ではないということです。また返品可能な場合でも返品期限が定められていることが多いので購入商品の中身や不良がないかなどすぐに確認することをお勧めします。なお、申込み画面に「返品不可」などの返品特約の表示がない場合は、返品の際の送料は消費者負担となりますが、商品を受け取った日を含めて8日間以内であれば返品が可能です。ま

た、偽物の商品が届いた、商品が届かない等のネット販売トラブルも増えていますので、トラブル補償制度があるネットショッピングモールを利用した方が安心です。トラブルに巻き込まれたと思ったら、ダイヤル188の「消費者ホットライン」にすぐ相談しましょう。また、国民生活センターのHPでインターネットトラブルに関する事例も多数掲載されていますので、チェックしておきましょう。



#### ◆お届けする内容◆

1 「同時代性の罠」にハマらない家計運営を

・コロナ禍でネット通販利用者増、トラブル発生に注意!?

2 ・人は「合理的な投資判断はできない!」、行動ファイナンスの基礎と資産運用

・2022年暮らし改正カレンダー

3 ・贈与・相続税改正の見通し～資産移転の時期に中立な税制とは

・株式投資型クラウドファンディングとエンジェル税制

4 ・2021年下半年期のLFCの活動報告

・LFC、お勧め相談メニューの紹介



# 「合理的な投資判断はできない」ことを認識して投資を行う！



## ■ 行動ファイナンスの基礎と資産運用

最近、さまざまな分野で心理学が応用され、行動経済学や行動ファイナンスという言葉が頻りに目にするようになりました。行動ファイナンスは、「人は常に合理的な行動をするとは限らない」という前提に立って、経済の様々な現象や金融市場の動きを考察する理論です。

投資経験のある方でも過去の統計上は、〇〇であるのに、様々なことが頭の中に思い浮かび、最終的に統計上の想定と異なる意思決定をすることはしばしばあることでしょう。

行動ファイナンスでは、投資家の意思決定上の歪みの源泉によって価格形成に歪みが生じ、合理的な投資家の裁定取引に限界があるためにアノマリー（理論的根拠があるわけではないが、投資の格言のような、よく当たる相場での経験則）が発生すると想定されています。投資家は、合理的な意思決定ができないことを前提としつつ、意思決定の歪みの源泉を知っておくことで、投資の意思決定（初期投資、相場の乱高下、売却等）で、一歩引いた冷静な判断ができるのではないかと思います。

**■ 限定合理性：人間の意思決定は合理的に行われないという概念**

**● 記憶の不正確性：**記憶は正確ではなく、思い出すときの状況に応じて脚色されて作り出される。

**● 情報の選別的認識：**大量の情報が存在する中で、自分に都合の良い情報を選別して認識することで、自分の行動を正当化しようとする。

**● 判断の不正確性：**認識・統計処理能力の限界、対照効果、状況への依存性。

例えば、ある会社の株価の乱高下があったとして、下がった直後に投資判断をする際に、株価をランダム的に捉えたと、次は上がる可能性の方が高いと感じてしまうこと多いでしょう。本来は、その会社の戦略、経営・財務状況をしっかり分析した上で投資判断をする必要があります。つまり、投資の意思決定をする際に、データは重要で、将来の予測についても直感的な根拠ではなく合理的な根拠をできるだけ追求する姿勢が重要です。

**■ 感情的要因：人間の意思決定は感情に左右されるという概念（当たり前のことですが……）**

**● 後悔の回避：**「失敗に伴う後悔」という精神的苦痛をできるだけ回避・緩和するように過度に保守的な意思決定を行う傾向がある。

なかなか投資を始められない人は、この壁を乗り越えられるかがポイント。投資に絶対はないものの、分散投資を行った運用は、預貯金の運用をパフォーマンスで上回る可能性が高い。

**■ 社会的要因：人の目を気にして、自分の意思とは異なる意思決定を行う傾向があるという概念**

**● ムード：**社会全体のムードに意思決定が左右されやすいこと。（例、バブル期の強気の投資姿）

**● 群れの行動：**自分以外の人々の意見が一致しているときに、それと異なる意見を主張することが心理的に難しいこと

**● 認知的不協和の回避：**自分の言動をできるだけ首尾一貫させたいと感じる傾向のことで、過去の判断や行動と整合的でない意思決定を行うことが難しいこと。状況の変化によって過去の意思決定の修正が必要な場合であっても、過去の判断にこだわって、機動的な意思決定の変更を阻害する傾向になる。

社会的要因の影響を受けないということは、世間や他人に左右されないということと同義になるので、なかなか難しいことかもしれません。なぜなら、自分自身が投資に関する判断基準をしっかりと持つ必要があるからです。さらにその判断基準を状況変化に合わせて柔軟に変更する（ただし、それも合理的である必要があります）。このように考えると、投資の意思決定は個人の能力の範疇を超えてしまいます。だからこそ、アノマリーが発生するとも言えます。私たち個人投資家としては、意思決定には歪みの源泉があることを認識しつつ、自身が納得できるまで、ネットや販売員からの情報に疑問を持ち続ける姿勢が大切でしょう。

## 2022年注目の改正、人生100年時代の社会保障制度改革と18歳成人



### ■ 2022年暮らし改正カレンダー

2022年に予定されている暮らしに関わりのある出来事や制度改革をカレンダーにまとめてみました。特にポイントとなる項目について解説します。

|       |  |
|-------|--|
| 1月    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 傷病手当金制度・任意継続被保険者被保険者制度改正（健康保険）</li> <li>● マルチジョブホルダー制度創設（雇用保険）</li> <li>● 短期退職手当に関する改正（所得税）</li> <li>● ゆうちょ銀行手数料改定</li> </ul>   |
| 4月    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 成人年齢18歳（民法）</li> <li>● 在職時の年金額定時改定・在職老齢年金制度の見直し（厚生年金）</li> <li>● 受給開始年齢の選択肢拡大（国民年金・厚生年金・確定拠出年金）</li> <li>● 国民年金手帳廃止（国民年金）</li> <li>● 有期契約労働者の育児・介護休業の取得要件緩和（育児・介護休業法）</li> <li>● 東証プライム・スタンダード・グロースの3市場に再編</li> </ul>                                     |
| 5月    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 確定拠出年金の加入可能年齢の引上げ（確定拠出年金）</li> </ul>  |
| 10月   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童手当の特例給付の見直し（一定所得以上の世帯の支給廃止）</li> <li>● 育児休業中の保険料免除の見直し</li> <li>● 従業員数100人超の企業の短時間労働者への社保適用拡大</li> <li>● 産後・パパ育児（出生時育児休業）の創設</li> <li>● 育児休業の分割取得</li> <li>● 出生時育児休業給付金の創設</li> <li>● 企業型DC加入者のiDeCo加入要件緩和</li> <li>● 企業型DCのマッチング拠出・iDeCo選択制</li> </ul> |
| 10月以降 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し</li> </ul>  |

2022年は、2020年に成立した「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」と2021年に成立した「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が順次、施行されるため、社会保障関係の改正が目白押しです。その一つ一つがライフプランや家計に与える影響は大きいのですが、紙面が足りないため、別の機会にホームページのコラムで補足したいと思います。

#### ● 人生100年時代を見据えた社会保障制度

人口減少・少子高齢の進展、長寿化による人生100年時代を見据えた社会保障制度の見直しが行われています。年々増加する社会保障費の増加による国庫負担を踏まえると、生活者の負担（社会保険料、窓口の自己負担、税制改正）は増加し、受益は制度が維持できるように適正配分（ただし全体的には抑制）という流れができていますように思います。老後の生活に関しては、公的年金のみでは賅えないため、より一層の自助努力が必要になります。就業期間を延長し、就業期間終了後は年金収入のみにする、年金を受け取りながら自分のペースで働くなど選択肢が増えたと言えます。特に60歳以降は、働き方が多様化して

いる中で、マルチジョブホルダー制度（複数の事業所に勤務し、合算すると雇用保険の加入要件を満たす者は、雇用保険に加入できる）のように65歳以降の就業保障を充実するための制度です。また、年金受給に関しては、受給開始年齢を60歳から最大75歳まで自由に選択できるように柔軟な制度に改正されたと言えます。

税・社会保障の改正に関しては、とくく批判的に捉えがちですが、人生100年時代に向き合うための制度改革であると積極的に受け留める必要があるように思います。負担増と受益の再配分という流れには逆らえそうにないので、制度を十分に理解した上で、ご自身と家族のライフプラン・家計に合った選択を行うと考えた方が合理的です。

#### ● 明治8年以來の改正、成人年齢18歳

4月1日より成人年齢が20歳から18歳に変わります。大人になると親の同意を得ずに契約ができるようになります。18歳ぐらいになると、親の目の届かないところでの行動が増えてきます。スマホの割賦販売契約、クレジットカードや消費者金融の利用など、金銭トラブルに巻き込まれる危険性もあります。家庭内でのルール決めや金銭教育・法教育を事前にしっかり行っておくと安心です。

# 4年連続で贈与税・相続税の見直しの検討を示唆



## ■ 資産移転の時期に中立的な税制の構築へ

2021年12月10日に政府与党による令和4年度税制改正大綱が発表されました。昨年の大綱に引き続き、「相続税・贈与税のあり方」について触れられています。過去の大綱を遡ると平成31年度税制改正大綱に「資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討」という項目が挙げられているので、4年連続です。

見直しが検討される背景として、高齢世代に資産が偏り、高齢化によって若者世代への資産移転が進みにくい状況にあります。若者世代への資産移転が進めば、その有効活用により経済活性化が期待できます。その一方で、現行の制度では、将来の相続財産が比較的少ない層にとっては、老後不安から生前贈与（暦年贈与、住宅資金贈与、教育資金贈与、結婚子育て資金贈与）が抑制的に働き、相当に資産が多い層では積極的な生前贈与の活用によって多額の財産移転を可能にし、さらに相続税負担を軽減することが可能なので、資産格差の固定化につながる事が指摘されています。

「資産移転の時期に中立的な税制」のイメージが政府税制調査会で示されています。

○資産の移転の時期（回数・金額含む）にかかわらず、税制義務者にとって、生前贈与と相続を通じた資産の総額に係る税負担が一定となることを、「資産移転の時期に中立的」という。

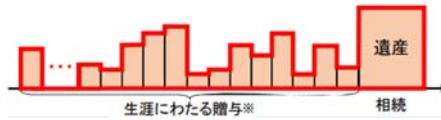
○贈与者（取得者）は、税負担を意識して財産の移転タイミングを計る必要がなく、ニーズに即

した財産の移転が促される。一方で、意図的な税負担の回避も防止される。

○主要国（米・独・仏）では、贈与税・遺産税（相続税）の税率表が共通で、相続・贈与に係る税負担の中立性が確保される制度を設けている。

つまり、諸外国の制度を参考にしながら、制度の見直しを図っていくとのことです。

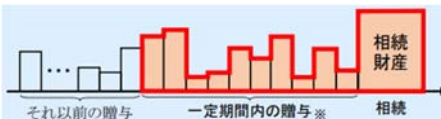
### 【アメリカ】（遺産税方式） 課税割合0.2%



贈与税と遺産税は統合、一生涯の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税

### 【ドイツ・フランス】（遺産取得課税方式）

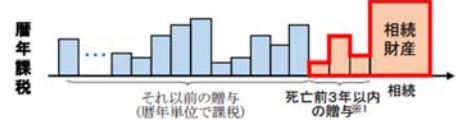
課税割合 独12.2%、仏19.5%



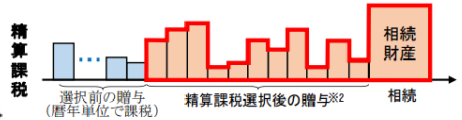
贈与税と相続税は統合されていて、一定期間（独10年、仏15年）の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税

### 【日本】（法定相続分課税） 課税割合8.5%

相続税は、法定相続があったとみなして総額を計算し、その後、取得分に応じた各人の相続税を計算する仕組み。贈与税は、暦年課税方式と相続時精算課税方式の選択制となっている。



贈与税と相続税は別体系、死亡前3年間の贈与のみ（租税回避防止目的で）、相続財産に加算して課税



相続時精算課税制度選択後の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税。

相続時精算課税制度は、60歳以上の父母・祖父母から20歳以上の子・孫への生前贈与について、選択により利用でき、贈与時には贈与財産に対する軽減された贈与税を支払い、その後相続時にその贈与財産と相続財産を合計した価額を基に計算した相続税額から、既に支払った贈与税額を精算する制度です。この制度の選択後は生前贈与と相続税で税負担は一定となり、移転時期についても中立的と言えます。一方、暦年贈与について、生前贈与の相続財産への繰り入れ期間を独仏並みに伸ばせば、中立にやや近づくこととなります。税体系を抜本的に見直すことは難しそうなので、当面は二つの制度を維持しつつ、条件などを複雑化するような見直しが行われると個人的に予想しています。

# 株式投資型CFは、新たなリスクマネー供給源となるか？



## ■ 株式投資型クラウドファンディングとエンジェル税制

コロナ支援など最近、メディアで話題にあがる機会が増えてきたクラウドファンディング（以下CF）。2020年度の市場規模は1,841億円で、2012年度の71億円から約25倍以上拡大しています（矢野経済研究所調査）。CFは、実行者がプロジェクトを紹介して支援金を募集し、不特定多数の人（支援者）が支援金を提供する。支援者には支援金に応じて設定されたプロジェクトに関連する商品やサービス等のリターンが実行者から提供される。CFには、大きく寄付型、購入型、金融型の3類型があり、金融型はさらに融資型、投資型、株式型に分かれます。

今回は、今後注目されると思われる株式（投資）型CFについて紹介します。株式型のCFでは、事業者（非上場の株式会社）の株式を取得する対価として資金を提供し、事業者の利益を株主（資金提供者）に配当します。株式型CF制度は、新規成長企業への成長資金の円滑な供給に資することを目的として、非上場株式の発行を通じた資金調達を行うための制度として2015年5

月に創設されました。実際に募集が開始されたのは、発行総額1億円以下、1名当たりの投資額50万円以下の投資型CF仲介を規制する第一種少額電子募集取扱業者の規制が整備された2017年以降です。投資型CFでは2020年末までに231件の取り扱いがあり、2017年4月に第1号案件が成立して以降、計161件・累計50億円超の資金調達が行われました。株式型CFの利用企業の特徴として、①シード・アーリーステージの企業が9割以上を占める、②IT・テクノロジーを中心に健康・医療、水産・農業等の幅広い業種の企業が利用、③自社のPR戦略やサービス普及が目的、④投資型CF利用前にベンチャーキャピタルから資金調達を実施等が挙げられます。

2020年の米国での株式型CF利用企業数1035社、調達総額236億円（日本は69件、22億）と比較すると、国内株式型CFは、拡大傾向にあるとは言え、まだ黎明期といえます。

### ■エンジェル税制で株式型CFが対象に

エンジェル税制は、ベンチャー企業への投資を

促進するためにベンチャー企業へ投資を行った個人投資家に対して税制上の優遇措置を行う制度です。この税制優遇の投資対象に株式型CFが加わりました（令和2年4月）。

### ○投資時点の優遇

- ・設立5年未満の企業の場合、（対象企業への投資額－2000円）をその年の総所得から控除
- ・設立10年未満の企業の場合、対象企業への投資額全額をその年の株式譲渡益から控除

### ○売却時点の優遇

- ・売却損が発生した場合、株式譲渡益との損益通算と翌年以降3年間、損失の繰り越しが可能。

株式型CFに関して、ベンチャー企業へのリスクマネー供給の観点から機関投資家への投資上限の撤廃や勧誘規制などの見直しが現在行われています。株式型CFへの投資者が株式を現金化するにはIPOやM&Aという限られた機会ですが、「ファンディーノ」が未上場株の取引市場を開設する等、流動性確保の仕組みが浸透すればさらに市場が拡大すると期待しています。



# Web会議システムを利用したインターネットでの相談、好評受付中

## 2021年下半期のLFCの活動報告



●豪州CFP®実務家と平野直子のトークセッション



●朝日新聞7・18/なるほどマネー 広がるポイント活用術・平野泰嗣



●上級救命技能認定証



●山梨県・忍野八海

●レゴサンタとベルトナカイ



●オンデマンド講義・平野泰嗣



早く旅行に連れてって欲しいワン！

2021年下半期は、新型コロナが少し落ち着いてきましたが、本格的な活動再開に向けて、石橋を杖で突きながら歩んだ感じです。

### ●ビジネス

自然災害や感染症から家族や周りの人の生命と安全を守るために、平野泰嗣と直子は、東京消防庁主催の上級救命講習を受講してきました。応急処置や人工呼吸、AEDの使い方など学びました。自宅とオフィス周辺のAED設置場所など確認しましたが、イメージトレーニングを継続していないと、いざという時、行動できないなと感じています。

平野泰嗣の活動としては、Web中心ですが、セミナー・講習をする機会が増えてきました。お話を頂く段階で、Zoomでという依頼が多いです。2022年も非対面で実施可能なものはWebでという傾向は続くでしょう。ビジネス全般が対面・非対面併用で実施というのは、コロナ後のスタンダードとして定着すると思います。平野直子は、シニアPB資格を取得しました。シニアPBは、日本証券アナリスト協会が認定するプライベートバンカーの最上級資格です。これからは、「夫婦FP」から

「夫婦PB」にバージョンアップして、お客様のファミリーミッション実現のため、家計・資産管理サービスを提供していきます。

### ●プライベート

2021年下半期もコロナの感染状況がなかなか定まらなかったため、宿泊をとまなう旅行は自粛し、日帰りのピクニックに何回か行きました。レゴとベルもお出かけが大好きなので、家の近くを散歩する時と目の輝きが断然違います。本格的な旅行再開に向けて、旅行の時に重宝しそうなペットカートを購入したり、動画撮影用にアクションカメラを購入したりと、いつでも旅行へ準備万端です。アクションカメラは高性能・高機能すぎて、あまり活用できていませんが、日常のレゴ&ベルの様子をTwitterにアップしながらトレーニングしていこうと思います。ようやく動画の切り出しや字幕入れができるようになりました。次は、BGMなど入れられるようになればと思います。春先あたり、感染状況が落ち着いていたら、少し遠出をしてみたいと思いますが、どうなることやら……。

あなたらしい“幸せな人生”を送ること。それが私たちの願いです。

### FPオフィス Life & Financial Clinic

〒104-0031  
東京都中央区京橋 1-3-2  
モリイテビル4F オフィス平野  
電話：03-6820-2213 ※変わりました  
メール：info@mylifeplan.net

発行・編集 平野 泰嗣・平野 直子



Webサイトもご覧ください  
<https://www.mylifeplan.net>



### ●顧問FP(38,500円/1年間)

#### 【いつでも相談できるあなたのFP】

お客様の生活状況に合わせて、いつでも相談できる「顧問FP」として、お客様とライフプラン、ファイナンシャルプランを共有し、その実現をサポートします。

★未来設計図(ライフ&マネープラン)作成★ HPより、お問合せください。



### ●総合資産管理サービス(110,000円~/年)

#### 【家計財産簿と資産総合分析】

ファミリーミッション実現のために戦略的な事業承継・円滑な財産移転等を提案。総合資産管理の視点でポートフォリオ分析、保障分析、相続分析を行います。

★家計財産簿、診断レポート付★ HPより、お問合せください。



### ●相続、資産と経営の相談

#### 人・企業の“夢・想い”をカタチに！

「暮らしと経営の資産コンシェルジュ」  
～平野経営法務事務所～

- ・老後の暮らし
- ・遺言と相続
- ・プライベートバンキング (PB)
- ・経営サポート



暮らしと経営の資産コンシェルジュ  
**平野経営法務事務所**  
Hirano Management & Legal Office  
人・企業の“夢・想い”をカタチに！

<https://www.family-concierge.net>

